しまなみドローン協会 会則

(名称)

第1条 この会は、「しまなみドローン協会」という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、愛媛県今治市片原町1丁目100-3 2F 今治コミュニティ放送株式会社 ラヂオバリバリ内におく。

(目的)

第3条 この会は、国や各自治体、企業、団体個人に対して無人航空機、通称 「ドローン」の民生分野での積極的活用を図るとともに、ドローン技術に 関する安全・倫理教育、人材育成、環境整備を通じて、その健全な発展 と地域社会との調和に寄与し、普及させることをを目的とする。

(事業)

- 第4条 この会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) ドローン操縦者の教育養成事業
 - (2) 国交省許可承認申請代行業務の開始や空撮・調査等の事業
 - (3) 国・各自治体の諸施策への対応・協力等の事業
 - (4) ドローンの普及・各種研究・活動支援等の事業
 - (5) その他この会の目的の達成に必要な事業

(構成員)

第5条 この会の構成員は、正会員、賛助会員、協力会員とする。

2 その会費及び資格は総会が定める。

(機関・議決)

- 第6条 この会の議決を行う機関として、理事会をおく。
- 2 理事会は正会員で構成し、正会員総数の 1/2 以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。
- 3 理事会は理事長が召集するものとし、毎年1回以上開催し、次の事項を議決する。
 - (1) 年度事業計画及び予算
 - (2) 年度事業報告及び決算の承認
 - (3) 役員の選任
 - (4) 本会の解散、合併に関する事項
 - (5) 会員の除名に関する事項
 - (6) その他、本会の運営に関する重要事項

- 4 理事会は理事長が召集し、総会に付託すべき事項及び総会の議決の執行に 関する事項及びこの会の日常の運営に関する事項を議決し執行する。 議長は理事長が務める。
- 5 理事会は役員の1/2以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。

(役員)

第7条 この会に次の役員をおく。

理事長(1名)理事長は本会を統括し代表する。

副理事長(若干名) 副理事長は理事長を補佐する。

幹事(1名) 理事会の決定に基づき、事業執行や管理業務について総括する。

監事(1名以上) 監事は役員の職務執行を監査する。

- 2 役員は理事会で選任する。任期は2年とし、再任を妨げない。権限、責務等は、 理事会が定める。
- 3 理事長、副理事長、幹事、をもって理事会を構成する。
- 4 監事は理事会に出席し発言することができる。役員及び理事会が 機能しない時は、総会を招集できる。

(事業年度)

第8条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

(財産の管理)

第9条 この会の会計処理および管理方法は理事会が定める。

(会則の改正)

第10条 会則の改正は理事会において正会員の2/3以上の賛成をもって決する。

(細則)

第11条 この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、 理事会が定める。

(雑則)

第12条 この会則は、2017年4月1日から施行する。